

都市計画法に基づく開発行為に関する技術基準 新旧対照表

改正前	改正後
<div data-bbox="168 319 461 375" style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 10px;">第2章3~4ページ</div> <p>(5) 宅地の計画</p> <p>宅地の計画は、開発区域およびその周辺の地形・地質条件や地盤条件などの土地条件を十分に考慮して計画すること。</p> <p>特に、新たに開発される土地については、これまで土地利用度が低かったため、開発地域の持つ土地条件が十分に把握されていないことがある。</p> <p>このため、これら地域の土地条件については、開発区域周辺の土地に関する既存資料を活用して広域的な調査を行ったうえで計画すること。（詳細は第13章参考）</p> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/>	<div data-bbox="1144 319 1460 375" style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 10px;">第2章3~4ページ</div> <p>(5) 宅地の計画</p> <p>宅地の計画は、開発区域およびその周辺の地形・地質条件や地盤条件などの土地条件を十分に考慮して計画すること。</p> <p>特に、新たに開発される土地については、これまで土地利用度が低かったため、開発地域の持つ土地条件が十分に把握されていないことがある。</p> <p>このため、これら地域の土地条件については、開発区域周辺の土地に関する既存資料を活用して広域的な調査を行ったうえで計画すること。（詳細は第13章参考）</p> <p><u>また、建築物の建築については、関係各法令を遵守するほか、近隣住民等に与える影響（音、臭い、光など）について十分に配慮すること。（例えば、室外機の設置などにより、低周波音等の発生が危惧される場合は、隣接する既存住宅や建築する建築物の窓や開口部等を考慮し、建築物を適当な場所に計画・配置すること。）</u></p>